



報道発表資料の配付日時 2月7日(火) 15時00分

発表項目 (行事名)	北海道農業・農村振興審議会委員の募集について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>道では、北海道農業・農村振興条例に基づき、本道における農業・農村の振興を図るため、知事の附属機関として、北海道農業・農村振興審議会を設置しています。</p> <p>このたび、広く道民の皆様から農業・農村の振興に関する御意見を伺うため、次により、北海道農業・農村振興審議会の委員の一部を道民の方から募集します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 応募資格 次の条件をすべて満たす方 (1) 北海道内に居住する満20歳以上の方(令和5年4月1日現在) (2) 北海道の農業・農村について幅広い見識と関心を有する方で、北海道農業・農村振興審議会(札幌市内で開催予定)に出席できる方 (3) 北海道議会議員及び北海道職員(元道職員の方を含む)以外の方</p> <p>2 募集人員 1名</p> <p>3 任期 委嘱の日(令和5年4月1日を予定)から2年間</p> <p>4 募集方法 所定の応募用紙と原稿用紙を使用し、「北海道農業・農村に求める役割とめざす姿について」をテーマとした作文(800字以内)を北海道農政部農政課へ郵送、電子メール又は持参により提出。</p> <p>5 公募期間 令和5年2月3日(金)～3月3日(金)(当日消印有効)</p> <p>6 添付資料 北海道農業・農村振興審議会委員応募要領</p> <p>※ 委員募集についての情報や応募様式等は、振興局広報コーナーに備えているほか、道庁のホームページからもダウンロードできます。 (https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nsi/seisakug/singikai/koubo.html)</p>		
参考			

報道(取材)に当たってのお願い	広く道民の皆様にも周知するため、積極的な報道をお願いします。		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当 (連絡先)	上川総合振興局産業振興部農務課 杉村 TEL ダイヤルイン 0166-46-5134		
-------------	---	--	--

北海道農業・農村振興審議会委員応募要領

道では、北海道農業・農村振興条例に基づき、本道における農業・農村の振興を図るため、知事の附属機関として、北海道農業・農村振興審議会を設置しており、現在、学識経験者や農業者の方等 15 名で構成しています。

この度、広く道民の皆様から農業・農村の振興に関する御意見を伺うため、次により北海道農業・農村振興審議会の委員（1名）を募集します。

1 応募資格

委員に応募しようとする方は、次の条件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 北海道内に居住する満 20 歳以上の方（令和 5 年（2023 年）4 月 1 日現在）
- (2) 北海道の農業・農村について幅広い見識と関心を有する方で、北海道農業・農村振興審議会（札幌市内において開催予定）に出席できる方
- (3) 北海道議会議員及び北海道職員（元道職員の方を含みます。）以外の方

2 募集人員

1 名

3 委員の任期

委嘱の日（令和 5 年（2023 年）4 月 1 日を予定）から 2 年間

4 応募方法

応募に当たっては、次の(1)と(2)の書類をまとめて、郵送、電子メールまたは持参により提出してください。

- (1) 応募用紙
所定の用紙（別紙様式 1）を使用してください。
- (2) 作文
所定の原稿用紙（別紙様式 2）を使用し、「北海道農業・農村に求める役割とめざす姿について」をテーマとして 800 字以内にまとめてください。

- 用紙は、北海道農政部農政課に備えてあります。
- また、道庁のホームページからもダウンロードできますので、御利用ください。
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/nsi/seisakug/singikai/koubo.html>
- 提出された書類はお返しできませんので、御了承ください。
- 応募に関する個人情報については秘密を厳守し、委員の公募に関する目的以外には使用しません。

5 公募期間

令和 5 年（2023 年）2 月 3 日（金）から 3 月 3 日（金）まで（当日消印有効）

※ 電子メール及び持参の場合は、3 月 3 日（金）17 時 30 分までとします。

なお、持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く 8 時 45 分～17 時 30 分とします。

6 選考

選考委員会において、提出いただいた作文のほか、応募用紙の記載内容も踏まえ、総合的に判断し、選考します。なお、選考結果は、応募者全員にお知らせします。

7 委員の仕事

北海道農業・農村振興審議会の委員として、知事の諮問に応じ、農業・農村の振興に関する事項について、道が選任した他の学識経験者や農業関係者、行政・経済界・消費者団体などからの委員とともに、調査審議していただきます。

8 報酬等

審議会に出席いただいた場合は、道の定めるところにより、報酬及び旅費をお支払いします。

9 応募先・お問い合わせ先

北海道農政部農政課政策調整係 担当 松原、多田
〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
電話 011-204-5376 (ダイヤル) 011-231-4111 (代表) <内線27-114>
電子メール nosei.noki2@pref.hokkaido.lg.jp

(別紙様式1)

北海道農業・農村振興審議会委員 応募用紙

(記入日) 令和 年 月 日

(ふりがな)		生年月日 (年齢)	西暦 年 月 日 (2023年4月1日現在 歳)
氏名			
住所	(〒 -)		
	電話	()	
	FAX	()	
	メール		
職業			
勤務先 または 学校名	名称	(所属の部課等の名称まで記入してください。)	
	住所	(〒 -)	
	電話	()	
	FAX	()	
所属団体	名称 (役職)	(勤務先以外で、所属している団体がある場合は団体名・役職を記入してください。)	
農業・農村 に関する 活動歴等	期間 (年~ 年)	活動等の内容 (農業・農村に関する活動・経験など)	
その他 活動歴	期間 (年~ 年)	活動等の内容 (道や市町村の審議会の公職経験、他の分野での社会貢献活動など)	

テーマ

(別紙様式2)

「北海道農業・農村に求める役割とめざす姿について」 氏名

北海道農業・農村振興審議会委員の公募要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、北海道農業・農村振興条例（以下「条例」という。）に基づき、北海道農業・農村振興審議会委員（以下「委員」という。）の公募方法について必要な事項を定めるものとする。

(応募資格)

第2条 応募資格は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 北海道に居住する満20歳以上の者。
- (2) 北海道の農業・農村について幅広い見識と関心を有する者で、北海道農業・農村振興審議会の会議に出席できる者。
- (3) 北海道議会議員及び北海道職員（北海道職員であった者を含む。）以外の者。

(募集方法)

第3条 募集の方法は、別に定める北海道農業・農村振興審議会委員応募要領によるものとする。

(選考方法)

第4条 委員の選考の方法は、別に定める北海道農業・農村振興審議会公募委員選考要領によるものとする。

(選考結果の通知)

第5条 選考結果は、応募者本人に対し通知するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は農政部長が定める。

附 則

この要領は、平成24年5月21日から施行する。